

令和3年5月13日

下野市議会議長 様

陳情者

住所 下野市医大前 4-5-1

氏名 笹川 嘉洋



下野市に対し『都市再生整備計画 自治医大駅周辺地区（平成31年1月）』の見直しを求める」意見書の提出ならびに東日本電信電話株式会社に対し「自治医大駅周辺地区の電線類地下埋設を求める」要望書の提出を要請する陳情（要望）書

I 陳情の趣旨

自治医大駅周辺地区（以下、当地区という）は、『都市再生整備計画 自治医大駅周辺地区（平成31年1月）』（以下、整備計画という）＜添付資料-1＞の中で、下野市の「都市核」として、また『下野市都市再構築プラン（平成30年3月）』＜添付資料-2＞においては「高齢化率が特に高まるエリア」として位置づけられ、これら方針の下、安心・安全に暮らせる定住環境の整備が進められているところですが、その環境整備の一環としての電線類地下埋設のさらなる推進を求めます。

具体的には、当地区の電線類地下埋設について、特に防災の観点から、下野市に対しては、整備計画を見直し、これを方針等に加えること、ならびに当地区の電柱を所有・管理する東日本電信電話株式会社に対しては、これを企業の社会的責任等の位置づけをもって、自発的かつ着実に推進していただくことを、強く求めていただくよう陳情いたします。

なお、地方自治法第99条および他自治体の事例＜添付資料-3＞を踏まえ、東日本電信電話株式会社に対しては要望書の提出を要請するものです。

II 陳情の理由

(1) 陳情の背景

電柱が、地震や台風等のために倒壊する事例を、近年多く耳にするようになりました。

また、異常気象のためとも言われる突風も、国内各地で頻発しています。

最近では、5月1日に静岡県牧之原市において「竜巻により電柱16本が倒壊」しましたし、昨年



8月11日午後、日光市において、強風により「電柱数本が折れた」との報道は記憶に新しいところです。

一方国土交通省は、東日本大震災、阪神・淡路大震災時のライフライン（通信、電力）への被害状況について「地中線の信頼性が確認されている」との総括をホームページ上に公表しています。
< 添付資料-4 >

このような事象を背景として、栃木県県土整備部は『栃木県無電柱化推進計画』を平成31年3月付で策定しています。

この中で「無電柱化の推進に関する目標」として、『防災』『安全・円滑な交通確保』『景観形成・観光振興』の3つが掲げられています。< 添付資料-5 >

(2) 今重視すべき防災の観点

無電柱化（注）は、その多くが電柱類の公道占有の観点から議論され、ルール化されているように感じられます。

即ち、道路上の電柱類は有効道路幅を狭くするので、歩行者や車両（特に緊急車両）の通行の支障になるため、電柱を極力民地に建てる（または、移す）ことが、その解消策の一つである、という考え方に基づいて策定されているように思われます。

（注）『無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）』第1条

しかし、民地利用については、それが「道路際の民地」である場合、『安全・円滑な交通確保』策として平常時には有効であることに異議はありませんが、『防災』策ならびに『景観形成・観光振興』策としては、「道路上の電柱」と大差は無く、この点、有効な策とは言い難い、と考えます。

なぜなら、電柱が地震・強風等により倒壊する際、必ず民地側に倒壊するという物理法則は無く、また、景観についても、僅か1メートル内外の公道から民地への移動であれば、ほとんど何の景観改善も期待できないからです。

(3) 自治医大駅東自転車駐車場（以下、駐輪場という）出入口側街区の現状と課題

① 現状

- i 当地区内、駐輪場出入口に至近の医大前4丁目1番～7番の、各街区（以下、当街区という）の電柱敷設数（密度）は、最小数はゼロ（零）本、最大数は6本です。

また、電柱相互の間隔の最長は約77メートル、最短は約8メートルです。

< 添付資料-6 >

なお、これら電柱の配置（設置場所または密度）に係る技術的根拠等は不明です。

- ii 駐輪場出入口へのアクセス道路の通行量は、特に朝・夕の通勤・通学時にピークとなります。この時、送迎の四輪車、二輪車、自転車ならびに歩行者が、駐輪場至近のアクセス道路上で

輻輳するため、平常時でも交通安全面での危険が潜んでいる、と感じます。

したがって、さらに地震等自然災害により電柱が倒壊あるいはそれに架かる電線が断線した場合の危険（電線ショート等による発火も含む）を想定し、これを先取りした道路利用者の安全予防対策が、早急に必要であると考えます。

- iii その他、当街区の2番には、株式会社メディセオ小山支店（以下、当社という）が立地し、昼夜を問わず、取引先への医薬品、医療機器、医療材料等の納入のため、大型トラック、中型・小型のワゴン車が、頻繁に行き来しています。

このことは、当社は、『防災』という視点から、都市機能を形成する一つの「医療施設」に該当すると考えられ、したがって、この付近の道路を「重要物流道路」と位置づけるべき、と考えます。

② 課題

平常時における交通安全の確保を徹底し、その上で、地震等自然災害で電柱が倒壊あるいはそれに架かる電線が断線した場合に起こり得る危険を想定し、これを先取りした道路利用者（人の移動と物流）の安全予防対策を、事業者の社会的責任の一つとして、特に電柱を保有・管理する東日本電信電話株式会社におかれては、いつ起きてもおかしくない 次の地震等自然災害に備え、老朽化電柱の建替え時期などを捉え、この対策を遅滞なくとっていただくことが必要である、と考えます。

また、整備計画では、「人に優しい交通環境づくり」を「目標1」として掲げる中で、自治医大駅東口駅前広場と、ここに通じる市道の道路改良に事業費を付けています。

しかし、この東口と同等以上の利用者が存在する駐輪場出入口に通じる市道については、市道7050号線以外対象から外されていることは、交通の実態から見て、市民への公平な利益の提供がなされていない、と言わざるを得ません。

その他、当整備計画で「電線類地下埋設施設」ならびに「電柱電線類移設」に係る事業費が全く計上されていないことは、国ならびに県の無電柱化推進計画に照らし、当整備計画は不十分である、との指摘をせざるを得ません。＜添付資料-7＞

③ 課題解決にあたり特に考慮すべき事項

前記②課題の解決にあたっては、マクロの視点を踏まえることが重要だと考えます。

即ち、下野市のみならず県南エリアの災害拠点病院として位置づけられている自治医科大学付属病院への、患者搬送・医薬品や医療器材等の搬送・医療従事者の通勤等を、大災害時においてもこれらを確実にするためには、これに係る交通路の安全性のレベルアップが必要不可欠です。

上記(3)①では、陳情者住所周辺の「身近に見て取れる状況」を記述しましたが、当然、

当街区だけの課題ではなく、標題に掲げた「自治医大駅周辺地区」の、自治医科大学付属病院との機能的関係性を、防災という観点から俯瞰したときの「自治医大駅周辺地区」全域に共通する課題でもあります。

倒壊した電柱の電線ショート等により発火した火災により、病院に向かう道路のみならず、病院への延焼や煙害等で、病院もまた機能不全に陥る危険を極力防止する措置が必要であると、考えます。

(4) 電柱に係るその他の課題

当街区では、知りうる限り全ての電柱が民地に建てられています。このことにより、いったんその土地に対する電柱設置のための賃貸借契約を、設置者である東日本電信電話株式会社と締結した土地所有者（以下、電柱設置住民という）が、電柱撤去の申し入れをしても、「契約が存在する」とか「既得権」として、その申し入れはにべもなく拒絶され、30年近くも土地の一部を占拠され、土地の有効利用が阻害されているケースが在ります。

このことは、電柱設置住民と、電柱が設置されていない土地所有者と間に、不当な利益格差（電柱設置住民に不当な不利益）が生じているばかりでなく、新しい事業（例えば「軒先ビジネス」）による「地域活性化」「街の賑わいの創出」の可能性を阻害する一因にもなっています。

以 上

【添付資料】

1. 都市再生整備計画 自治医大駅周辺地区（平成31年1月） 抜粋

- (1) 表紙
- (2) 1 頁
- (3) 出処

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/manage/contents/upload/5d6c63671bbcb.pdf>

2. 下野市都市再構築プラン（平成30年3月） 抜粋

- (1) 表紙
- (2) 7 頁
- (3) 出処

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/manage/contents/upload/5ba195d364e85.pdf>

3. 他自治体の事例

(1) 練馬区議会、平成 24 年 3 月 1 日付

『安易な電気料金値上げの見直しを求める要望書』

(2) 出処

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/gikai/kaigi/h24/dai1teirei/iken/iken1.html>

4. 東日本大震災・阪神・淡路大震災時のライフラインへの被害状況

出処

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_13_06.html

5. 栃木県無電柱化推進計画（平成 31 年 3 月） 抜粋

(1) 表紙

(2) 3 頁

(3) 出処

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h05/mudencyu/documents/suishinkeikaku.pdf>

6. 当街区の電柱配置の状況（令和 3 年 4 月 陳情者作成）

Yahoo Japan 地図 を使用させていただきました。

7. 都市再生整備計画の添付書類等 自治医大駅周辺地区 抜粋

(1) 表紙

(2) 5 頁

(3) 7 頁

(4) 出処

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/manage/contents/upload/5d6c63671bbcb.pdf>

都市再生整備計画
自治医大駅周辺地区

栃木県 下野市

平成31年1月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	栃木県	市町村名	下野市	地区名	自治医大駅周辺地区	面積	43.5 ha
計画期間	平成 31 年度 ~ 平成 35 年度	交付期間	平成 31 年度 ~ 平成 35 年度				

目標
 大目標: 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり
 目標1: 人に優しい交通環境づくり
 目標2: 快適に住み続けられる住環境づくり

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び状況

平成18年1月10日に石橋町、国分寺町、薮内町の合併により誕生した下野市は、JR宇都宮線や国道4号、新4号国道などの充実した交通網や国指定史跡「下野薬師寺跡」などの豊富な歴史・文化資源を活かし、旧町の中心市街地であるJR各駅(石橋駅、自治医大駅、小金井駅)周辺を拠点地区として地域特性に応じたまちづくりを進めている。
 各駅周辺では、良好な住環境の形成・保全を図るため、地区計画や建築物等指導基準などによる規制・誘導等を行い、JR3駅を中心とした、有効な土地利用の推進とコンパクトシティの形成が期待されており、市街地間の連携と人口減少にも対応した都市構造の再構築が求められている。
 本地区の自治医大駅周辺においては、自治医科大学附属病院及び周辺の医療施設の集積により、医療機能が充実した便利で暮らしやすい住宅地としての環境が整っており、新市核として、また、県内における高度医療の中心として、超高齢社会でも安心、便利に暮らせる定住の場としての強みを活かしたまちづくりを進めている。

課題

自治医大駅周辺のグリーンタウンにおいては、自治医大周辺土地地区画整理事業実施後、長期間が経過しており、老朽化した道路、公園等の維持管理、空き家対策などの安全・安心に暮らせる定住環境の整備が必要となっている。
 ・高齢化社会により、自分で運転できなくなる人が多くなる今後のまちづくりを想定すると、駅周辺のバリアフリー整備をはじめ、誰もが便利に移動できる環境整備が必要である。
 ・本市の「新市核」として位置した自治医大駅周辺においては、行政機能などの都市機能や住居の集約に向け、市街化区域内や新庁舎周辺の土地利用を検討する必要がある。特に、市庁舎周辺は、コンパクトな都市構造の形成や都市機能の効率的な集積など、今後の市全体のまちづくりに対する重要性を踏まえ、有効な土地利用が図られるような検討が必要である。

将来ビジョン(中長期)

【第二次下野市総合計画】(基本構想 2016～2025、前期基本計画 2016～2020)
 ・自治医大駅周辺は本市のほぼ中央に位置するため、市の都市構造の中心となる拠点として位置付け、市庁舎の整備を効果よく推進し、魅力ある「都市核」の形成を図る。
 【下野市都市計画マスタープラン】《改訂版》(平成29年3月)
 ・「駅周辺のバリアフリー」・「JR3駅周辺におけるバリアフリー化を推進し、公共交通を安全・便利に利用できる環境づくりを図る」
 ・「都市機能の集約」自治医大駅周辺において、行政、公共施設、店舗等の生活を支える様々な機能を集約させるとともに、そうした機能によるサービスを受けられる暮らしやすい定住の場づくりを進める。
 【下野市地産正産物計画】(平成29年3月31日)
 ・本市の中心拠点として公共施設や都市機能の集積を図るとともに、小山栃木都市計画区域の広域的な拠点としての都市環境形成を図る。
 ・都市機能誘導区域である自治医大駅周辺は、健康・医療・社会福祉に関する施設の誘導を図り、都市機能誘導区域の快適な移動環境づくりを通じて、都市機能の集積に努める。
 ・自治医科大学附属病院を医療機能の核として、健康・医療・社会福祉に関する施設の誘導を図る。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標値	基準年度	目標年度
地区人口	人	地区内の人口	1,870	H29	H35
道路のバリアフリーに関する満足度	%	地区内道路のバリアフリーに関する満足度	25	H30	H35
駅前広場の使いやすさ満足度	%	駅前広場の使いやすさ満足度	39	H30	H35

下野市都市再構築プラン

平成 30 年 3 月

下 野 市

4. 本市のまちづくりの現状と課題

(1) 本市の人口動向と今後のまちづくり

本市の人口動向の特徴

- ◇ 市全体の人口は、増加から減少に転じており、近年横ばい傾向にある
- ◇ 将来にわたり高齢化が進行し、特に自治医大駅周辺で高齢化率が高くなる

本市の人口は、2015年（平成27年）国勢調査時点では59,431人、人口動向としては、増加傾向から減少に転じ、現在まで微減・横ばい傾向で推移しています。

将来人口推計（社人研の将来人口推計手法と同様のコーホート要因法を用いて推計）では、20年後は高齢人口が3駅周辺で増加し、特に自治医大駅周辺は1メッシュあたり500人を超える地域が見られ、高齢化への対応が不可欠な状況となっています。

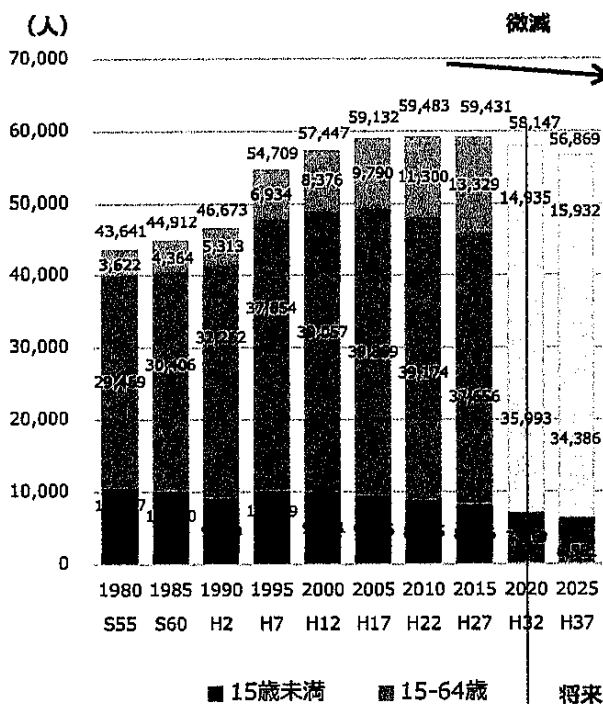


図 1.5 下野市の人口動向

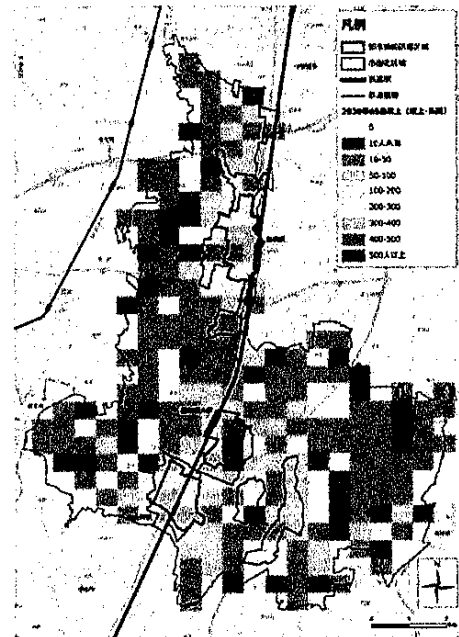


図 1.6 2030年下野市の高齢者分布
500mメッシュ (単位:人/メッシュ)



- 定例会情報 > 議員紹介 > 議会の日程 > 傍聴のご案内 > 請願・陳情のご案内 >
- 本会議放映 > 会議録検索 > 資料検索 > 区議会だより >

→ 音声読み上げ・文字拡大 → Multilingual → モバイル → サイトマップ

サイト内検索

検索

安易な電気料金値上げの見直しを求める要望書

現在のページ: トップページ > 総務区議会 > 定例会情報 > 平成24年 > 第二回定例会 > 提出した意見書 > 安易な電気料金値上げの見直しを求める要望書

ページ番号: 377-411-746 更新日: 2012年3月1日

貴社は、本年1月、4月1日からの企業家向けの大口契約者（自由化部門）に対する電気料金値上げを発表し、さらに中小企業や家庭向けの契約（規制部門）についても、今後、できるだけ早期の値上げ実施の意向を表明している。

新聞報道によると、大口契約者向けの電気料金は平均17%、家庭向けは平均10%もの大幅な値上げが実施されることである。生活や事業活動に必要不可欠な電力事業は事実上独占市場であり、規制部門の契約者である中小企業や一般家庭は、他の電気事業者を選択する余地すらない現状での値上げは、首都圏で経済活動を行う企業に大きな影響を及ぼし、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業に与える影響は極めて大きいものと考えられる。

今回の値上げの理由については、原子力発電所の停止などに伴う燃料費等の増加により、深刻な経営状況であるためと発表されているが、燃料費等の負担増分6,800億円の詳細や経営合理化の具体的内容は示されており、真正根拠が明確であるとは言いがたい。

貴社に対しては真摯な経営努力が求められているにも関わらず、情報の開示や企業努力が徹底されておらず、その姿勢には疑問を感じざるを得ない。さらに、電力事業における地域独占の弊害による高コスト構造解消の見直しも示されていない現状では、値上げは到底、容認できるものではない。

わが国の景気は、緩やかに持ち直してきているものの、円高や欧州経済危機などにより依然として厳しい状況が続いており、企業を取り巻く環境は先行きが不透明な状況にある。このような中で電気料金の安易な値上げは、日本経済悪化の要因とならざるばかりではなく、区民生活や区内中小企業の経営に与える影響は深刻であり看過できるものではない。

平成24年 3月 1日

練馬区議会議員 小川 けいこ
東京電力株式会社 取締役社長 西澤 俊夫 殿

お問い合わせ

区議会事務局 総務課詳細△
電話：03-5984-4732（直通） ファクス：03-3993-2424
この担当課にメールを送る



ホーム ● 国土交通省について ● 報道・広報 ● 政策・法令・予算 ● 白書・オープンデータ ● お問い合わせ・申請

道路

道路トピック ご意見・ご要望 English

ホーム > 政策・仕事 > 道路 > 無電柱化の推進 > 千葉県 > 東日本大震災・阪神・淡路大震災時のライフラインへの被害状況

無電柱化の推進

東日本大震災・阪神・淡路大震災時のライフラインへの被害状況

● 東日本大震災・阪神・淡路大震災において地中線の信頼性が確認されています。

- 無電柱化トピック
- 目的
- 進め方
- 新たな取り組み
- 手法・工程
- 費用負担
- 道外の取組
- その他

	供給支障被害状況(被害率)		比率 (地中線/架空線)	設備被害状況 (電柱の倒壊等)
	地中線	架空線		
阪神・淡路大震災	0.03%	2.4%	1/80	約3,600本 ^{※4}
	4.7%	10.3%	1/2	約4,500本 ^{※5}
	地震動エリア : 0% 液状化エリア : 0.1% 津波エリア : 0.3%	地震動エリア : 0.0% 液状化エリア : 0.9% 津波エリア : 7.9%	1/25	約28,000本 ^{※4}
東日本大震災	(7-94%)	(7-94%)	-	約28,000本 ^{※6}

【注】
 ○電柱は日本電気・東電電力・京浜東北電力
 ○電柱は東電電力・東電電力
 ○電柱はNTT東日本

※1: NTT神戸支店・神戸西支店管内(概ね神戸市内)でサービスの供給に支障が生じた区間・設備数の割合(地中線はマンホール間、架空線は電柱間)

※2: 震度7の地域でサービスの供給に支障が生じた区間・設備数の割合(地中線はマンホール間、架空線は電柱間)

※3: ケーブルの断線が発生した区間の割合(地中線はマンホール間、架空線は電柱間)

【地震動エリア】(岩手県)宮古市(栃木県)宇都宮市、小山市、佐野市、日光市、鹿沼市、真岡市、那須塩原市、足利市、栃木市

【液状化エリア】(千葉県)千葉市、浦安市、船橋市、津田沼市、幕張市

【津波エリア】(岩手県)野田村、久慈市(宮城県)塩釜市、岩沼市、石巻市、名取市

※4: 供給支障に至らなかった場合を含む

※5: 供給支障に至ったもの(上記以外)に電柱の傾斜・沈下が約8,000本あり、一部は供給支障につながっていないが、詳細な内訳は不明であるため含まれていない

※6: 供給支障に至ったもの(上記以外)に電柱の傾斜・沈下等が約23,000本あり

栃木県無電柱化推進計画

平成 31 (2019) 年 3 月

栃木県県土整備部

(3) 無電柱化の対象道路

県は、重点的に無電柱化を進める対象として、以下の道路において、優先的に無電柱化を実施する。ただし、これらの道路以外の道路では、無電柱化を実施しないということではなく、地域ニーズに応じ必要な無電柱化は、着実に実施する。

対象道路の選定に当たっては、栃木県地域防災計画や栃木県国土強靱化地域計画のほか、各市町で定めた通学路交通安全プログラムや景観法に基づく景観計画等関係する様々な計画を踏まえ、これらの計画の実施にも資するよう留意する。

なお、具体的な無電柱化事業の実施箇所については、宇都宮国道事務所、県の機関及び電線管理者で組織する栃木県無電柱化推進協議会等において地域の実情を踏まえ、調整する。

ア 防災

緊急輸送道路、避難所へのアクセス道路、避難路や重要物流道路などの災害発生時の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため早急に無電柱化を推進する。

イ 安全・円滑な交通確保

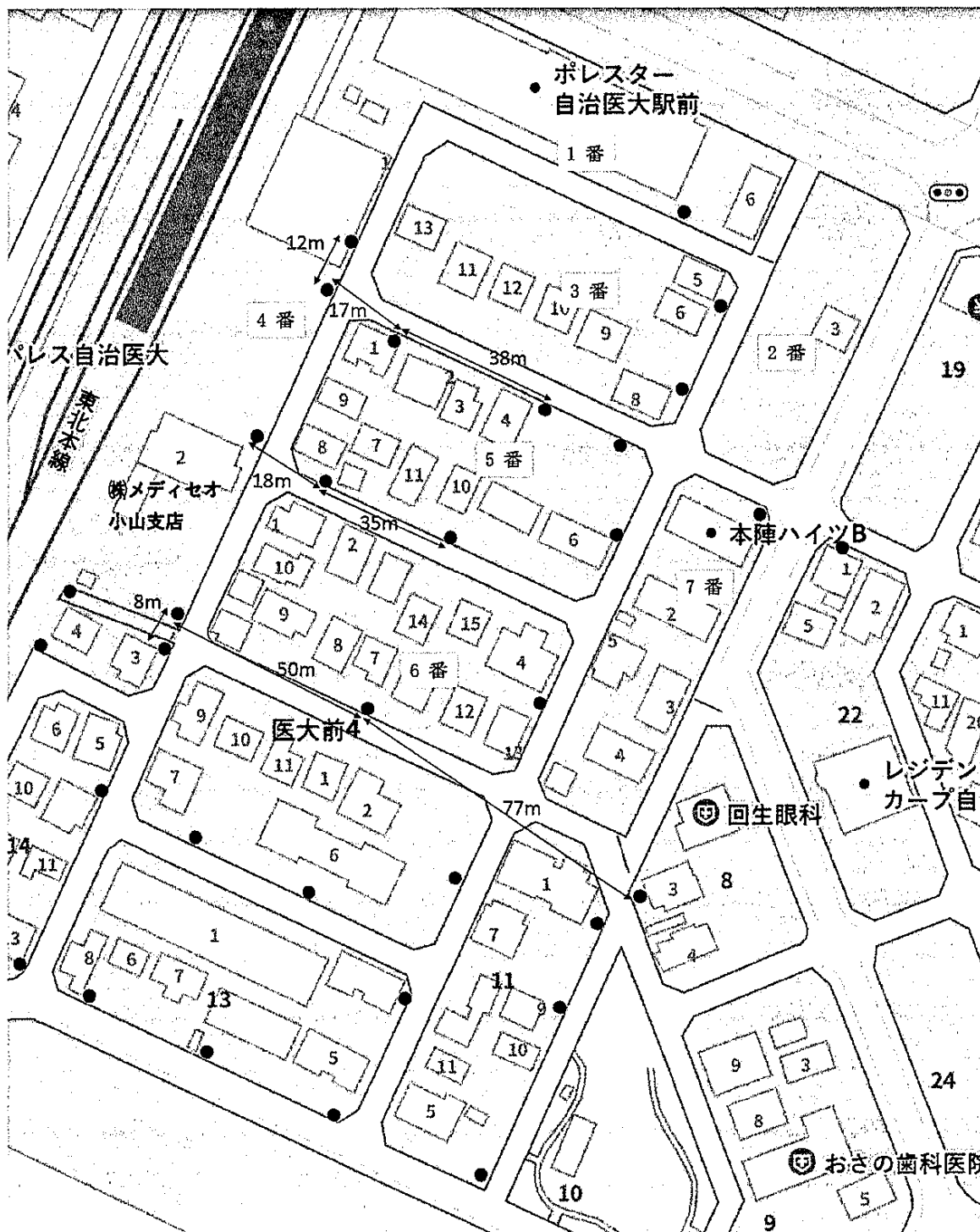
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路並びに人通りの多い商店街の道路、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路及び車道の建築限界内に電柱が設置されている道路など安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

ウ 景観形成・観光振興

日光の社寺などの世界遺産や日本遺産の認定を受けた地域、また、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた地域、鹿沼今宮神社祭の屋台行事や烏山の山あげ行事などの伝統的な祭りが行われている地域などのほか、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等に位置づけられた地域その他著名な観光地における良好な景観の形成や地域の文化及び観光の振興を推進する地域において、必要な道路の無電柱化を推進する。

当街区の電柱配置の状況

凡例 ●電柱 (NTT柱)、電柱相互間距離は概数



都市再生整備計画の添付書類等

交付対象事業別概要

自治医大駅周辺地区（栃木県下野市）

道路

都市計画道路名 又はその他道路名	区間	道路 区分 注1)	事業 主体	事業 手法 注2)	工程	延長 m	幅員		整備後 m	整備後 車線数	歩道 幅員 m	まち交 事業費 百万円	まち交における 事業期間 (年度)	事業内容	都市計画 決定 年月	備 考
							整備前 m	整備後 m								
<道路>																
自衛隊大塚東口駅前広場	～	地	下野市	-	改良	49.2	80.0	80.0	1	8.0	300	H32～H33	道路改良			A = 4,300㎡
市道7002号線	～	地	下野市	-	改良	380	12.0	12.0	1	2.5	70	H31～H33	道路改良			
市道7020号線	～	地	下野市	-	改良	140	6.0	6.0	1	-	30	H34～H34	道路改良			
市道7036号線	～	地	下野市	-	改良	85	6.0	6.0	1	2.0	10	H33～H33	道路改良			
市道7024号線	～	地	下野市	-	改良	36	7.8	7.8	-	7.8	10	H34～H34	道路改良			歩道
市道7050号線	～	地	下野市	-	改良	58	6.0	6.0	-	6.0	10	H34～H34	道路改良			歩道

(参考)

<関連事業>																

※本欄書には7)交付対象事業「道路」(街路、地方道、国道、その他)、4)関連事業道路のすべてを記載すること。
注1) <道路>については、街、地、国、他の別を記載。
注2) <関連事業>については、主、一、市の別を記載。
注3) 施設の種類、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名
注4) 備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(人/日)、混雑度等を記載
(例)・道路改良：交通量(人/日)、混雑度等
・自転車駐留場：都市計画決定の有無、面積、利用台数等
※交付対象事業「道路」を「身近なまちづくり支援街路事業」等のいわゆるグレートアップ事業として実施する場合は、それらの計画様式を次頁以降に添付すること。
※不足する場合は適宜行を追加すること

高質空間形成施設

単位：百万円

交付対象施設	施設名	事業主体	概要 (箇所数、規模等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチュア・モニュメント等)	自治医大駅 東口公衆トイレ	下野市	1箇所	50			50	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチュア・モニュメント等)	自治医大駅 西口公衆トイレ	下野市	1箇所	40			40	
電線類地下埋設施設								
電柱電線類移設								
地域冷暖房施設						-	-	
歩行支援施設、障害者誘導施設等								
合計	-	-	-	90			90	